

鹿児島県与論町台風16号 災害義援金のお取扱いについて

平成24年9月16日に発生した台風16号により、鹿児島県与論町において被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 義援金送付先および取扱期間

鹿児島県大島郡与論町

平成24年10月1日(月)～平成24年12月31日(月)

お客様の義援金は、当金庫での受付後、奄美大島信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体へ寄付されます。

振込依頼書には、必ず送付先「鹿児島県大島郡与論町(台風16号災害義援金)」をご記入ください。

2. 振込手数料

無 料

所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

詳しくは窓口にてお尋ねください。

以 上